別表六（二十八）　記載要領

1　この表は、法人が震災特例法第17条の２第２項若しくは第３項（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第17条の２の２第２項若しくは第３項（企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第17条の２の３第２項若しくは第３項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号。第４号において「令和３年改正法」という。）第13条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この号において「令和３年旧震災特例法」という。）第17条の２第３項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第17条の２の２第３項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第17条の２の３第３項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（当該事業年度の翌事業年度以後の各事業年度において震災特例法第17条の２第３項、第17条の２の２第３項若しくは第17条の２の３第３項又は令和３年旧震災特例法第17条の２第３項、第17条の２の２第３項若しくは第17条の２の３第３項の規定の適用を受けようとする場合を含む。）に記載すること。

2　「事業の内容、適用を受ける資産の所在地等　⑵」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　震災特例法第17条の２第２項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容及びその適用を受ける資産の所在地を記載すること。

⑵　震災特例法第17条の２の２第２項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容並びにその適用を受ける資産の所在地及び同条第１項の表の各号のいずれに該当するかの区分を記載すること。なお、その記載した区分が同表の第１号である場合には、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第４条第４号イからホまで（定義）に掲げる指示の全てが解除された日を併せて記載すること。

⑶　震災特例法第17条の２の３第２項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、その適用を受ける資産の所在地、同条第１項に規定する避難等指示が解除された日及び福島復興再生特別措置法第４条第４号ハに掲げる指示が解除された日を記載すること。

3　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　⑼」の欄は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載すること。

4　「⑽のうち10％又は６％適用資産の取得価額の合計額　⑾」の欄は、「$\frac{\text{差引改定取得価額}\ (8)-(9)}{}$　⑽」の金額のうち令和３年４月１日から令和６年３月31日までの間に取得又は製作若しくは建設をした令和３年改正法附則第95条第２項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）に規定する旧特定機械装置等（同項第１号ハ及びヘに掲げる減価償却資産に限る。）に係る額の合計額を記載すること。

5　「⑽のうち14％又は７％適用資産の取得価額の合計額　⒀」の欄は、「$\frac{\text{差引改定取得価額}\ (8)-(9)}{}$　⑽」の金額のうち令和７年４月１日から令和８年３月31日までの間に取得又は製作若しくは建設をした震災特例法第17条の２第１項に規定する特定機械装置等に係る額の合計額を記載すること。

6　「翌期繰越額　$\frac{(31)-(32)}{}$　㉝」の各欄の外書には、別表六(六)「８」又は別表六(六)付表「２」の各欄の金額を記載すること。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たつては、当該金額を含めて計算すること。